

平成29年度「埼玉発世界行き」奨学金 高校生留学コース募集要項

1 趣 旨

世界に向かってチャレンジする志を支援するとともに国際的視野の拡大及び埼玉県の国際化に貢献する人材の育成を図るため、海外の高等学校へ3か月以上の留学をする高等学校（特別支援学校の高等部、専修学校の高等課程を含む）に在籍する生徒に対し、奨学金を支給します。

2 募集人員

30名以内（書類選考）

3 奨学金の給付概要

（1）給付額

50万円

（2）給付方法

奨学金支給決定後、奨学金の交付申請をしていただき、奨学生の保護者名義の国内の円貨口座に振り込みます。振込日が確定しましたら、御自宅に通知を郵送します。

4 応募資格

応募ができるのは、以下の要件の全てを満たす者です。

- （1）日本国籍を有する者、又は日本への永住を許可されている者
- （2）平成29年4月1日現在、埼玉県内の高等学校に在籍する者、又は埼玉県外の高等学校に在籍し1年以上継続して埼玉県に住所を有する者
- （3）在籍校の校長から留学許可書を交付されている者（予定を含む）
- （4）平成29年4月1日～平成30年3月31日の間に、海外の高校へ3か月以上の留学を開始する者

5 応募制限

過去に「埼玉発世界行き」奨学金（高校生留学コース）による奨学金を受けている者

6 応募書類

応募書類は、以下のとおりです。応募書類をお返しいたがすることはできませんので、書類の写しを保管しておいてください。

書類の不足や記入漏れ等があった場合は選考の対象にならないことがあります。内容に不備がないか、応募前によく確認してください。

必要な様式については、下記グローバル人材育成センター埼玉HPからダウンロードできます。

(様式ダウンロード先)

<http://www.ggsaitama.jp/for-japanese/studying-abroad/>

- (1) 高校生留学コース交付申請書(様式高校生-1)
- (2) 在籍校の校長から発行された「留学許可書」の写し
※応募時点で提出できない場合は、得られ次第提出してください。
- (3) 留学先の高校又は留学・交流団体が発行した留学先への入学が許可されていることを証明する書類の写し
※日本語以外の言語で記載されているものは、日本語訳(本人による訳で可)を添付してください。
※応募時点で入学許可証(留学受入通知書)が出ていない場合は、得られ次第提出してください。
- (4) 住民票の写し(コピー可)
- (5) 作文
1行目に「表題(出願者氏名)」を記入し、次のテーマについて800字程度で述べる
こと。※表題は下記のテーマに沿って自由につけてください。

<テーマ> 「将来の目標」

<様式>

A4縦型・横書き、原則パソコンを使用して作成すること(フォントサイズ12ポイント、35字×40行形式)。必ず文末に字数を記載すること。

- (6) チェックリスト(様式高校生-2)
- (7) 選考結果返信用封筒(長3型封筒)
定型長3型封筒(縦235mm×横120mm)に選考結果返信先の住所と氏名を記載の上、82円分の切手を貼付のこと。

7 応募受付期間

平成29年4月17日(月)～5月31日(水) (午後5時必着)

8 書類提出先

定型角2型封筒(縦332mm×横240mm)を使用し、簡易書留郵便による郵送、又は持参(平日9時～17時)のこと

〒330-0074 埼玉県さいたま市浦和区北浦和5-6-5 浦和合同庁舎3階

公益財団法人埼玉県国際交流協会 グローバル人材育成センター埼玉

電話 048-833-2995 F A X 048-822-3808

※封筒表面に朱書きで「高校生留学コース申請書 在中」と明記すること

9 選考結果について

7月21日（金）までに選考結果を発送予定です。（郵送）

10 奨学生（内定者）の決定

選考結果の確定時点で、留学先機関等からの受入れ許可が得られている方は、奨学生として正式に決定されます。

選考結果の確定時点で、留学先機関等からの受入れ許可が得られていないなど正式に決まっていない場合は内定扱いとなり、受入れ許可等が確認された時点で正式決定となります。必要書類を揃えて、「7 書類提出先」に提出してください。

内定扱いの場合は、奨学金の交付申請ができず、奨学金の支給を受けることができません。

11 奨学金の支給

奨学金の給付手続きについては、選考結果の通知と共にお知らせします。

12 報告書等の提出

留学終了後60日以内に、留学修了報告書（様式）と留学で学んだこと及び学んだことを今後どのように活かしていくかについての修学レポート（1,200字以上）を郵送で提出してください。

13 研修・壮行会

以下の日程で奨学生を対象とした研修（講演）及び壮行会を実施しますので、出発前の方は必ず出席してください。

日 時 平成29年8月3日（木）午後（予定）

場 所 埼玉県県民健康センター 大ホール

14 奨学生の責務

(1) 埼玉親善大使としての活動

奨学生には留学期間中、「埼玉親善大使」を委嘱します。留学先で本県のPRに努めるとともに、自分が学び経験した現地の歴史、文化、政治経済事情等について県民に紹介するレポートを提出するなど、本県の国際交流の推進に御協力いただきます。

（参考）埼玉親善大使レポートのホームページ

<https://www.pref.saitama.lg.jp/bunka/kokusai/toko/index.html>

(2) 「グローバル人材埼玉ネットワーク」への加入

県内の海外留学経験者をはじめ県内大学外国人留学生など、県にゆかりのあるグローバル人材や県内企業、団体、大学等が情報交換・交流を深めるためのネットワークです。

奨学生には、同ネットワークへ加入いただきます（加入手続はグローバル人材育成センター埼玉が行いますので個人の手続は不要です）。

海外留学の経験を活かし、県のグローバル化へ御協力いただくとともに、このネットワークを御自身の活動に御活用ください。

（参考）グローバル人材埼玉ネットワークのホームページ

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0306/global/globalnet.html>

（３）埼玉県が行う国際施策・交流事業への協力

帰国後は県や当センターが実施する事業への参加などに、御協力をお願いします。

（４）社会規範の遵守

埼玉県奨学生としての自覚を持ち、留学の成果が最大限収められるよう努めてください。

1.5 奨学金交付の取消及び返還

次の場合、奨学金の交付決定を取り消し、交付済み奨学金の全部又は一部の返還を求める場合があります。

- （１）申請時の応募資格を喪失したとき
- （２）申請書類等の記載事項に虚偽があったとき
- （３）留学先での在籍期間が３か月未満で途中帰国したとき
- （４）その他奨学生としてふさわしくない行為があったとき

1.6 応募書類等に記載された個人情報の利用について

当センターの事務局である「公益財団法人埼玉県国際交流協会特定個人情報取扱規程」（平成２７年１０月１日施行）により、個人情報を取り扱う際には適正な収集・利用・管理を行います。

また、奨学生決定者の氏名、性別、職業・肩書、所属先、研究テーマ、壮行会時の写真及び修学レポート等の情報は、当センターのグローバル人材育成事業の広報等のため、当センターの広報紙等に掲載したり報道機関に提供したりすることがあります。

1.7 奨学生となった場合の埼玉県での個人情報の利用について

奨学生の応募書類等に記載された個人情報は埼玉県においても利用いたします。個人情報を取り扱う際には、県は、平成１７年４月１日に施行された「埼玉県個人情報保護条例」により、適正な収集・利用・管理を行います。

また、奨学生決定者の氏名、性別、職業・肩書、所属先、研究テーマ、壮行会時の写真及び修学レポート等の情報は、埼玉県のグローバル人材育成事業の広報等のため、県の広報紙等に掲載したり報道機関に提供したりすることがあります。

18 注意事項

- (1) 査証の取得、留学先への手続き等は、応募者本人の責任において行ってください。
- (2) 留学中のトラブル・事故等において、埼玉県及び当センターは一切の責任を負いません。
- (3) 合否に関する問い合わせには一切応じません。